

公聴会及び第382回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和3年8月27日

# 公聴会及び第382回香川海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年8月27日  
公聴会：午前10時00分～10時30分  
委員会：午前10時10分～12時00分

2. 開催場所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階 会議室

## 3. 出席した委員

会 長	北 尾 登 史 郎
委 員	橋 本 時 雄
〃	山 本 浩 智
〃	北 野 廣 治
〃	三 木 正 幸
〃	森 勝 喜
〃	志 摩 重 美
〃	山 口 豊
〃	嶋 野 勝 路
〃	大 北 永 吏
〃	筒 井 由 果
〃	松 本 悟

## 4. 関係列席者

水産課、事務局

課長兼事務局長	柏 山 浩 史
課長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
副 主 幹	龍 満 直 起
主 任	益 井 敏 光
主 任 技 師	恩 田 拓 堯
主 任 技 師	秦 正 樹
技 師	大 數 賀 真 由

## 5. 議事事項とその結果

### 公聴会

公述すべき案件「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」  
公述者なし。

### 委員会

第1号議案「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」

諮問された海区漁場計画の内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について」

次期委員は、引き続き嶋野委員が就任することに決定した。

第3号議案 「たこつぼなわ漁業の許可の公示について」

諮問された内容について、知事に適当であると答申することに決定した。

第4号議案 「たこつぼなわ漁業許可にかかる行政処分について」

諮問された内容「処分内容は137日間の漁業許可の効力の停止とする。ただし、当該期間中に、宇多津漁協と本島漁協との間で具体的な操業場所に関する協定を締結するなど、問題が解決したことが確認できれば、当該処分を解除する。」に対し、知事に「漁業許可の効力の停止期間は1か月間とする。（ただし書きは諮問のとおり）」旨答申することに決定した。

なお、この1か月間に解決できなかった場合は、改めて次回の当委員会で協議を行うこととした。

第5号議案 「その他」

「イイダコ遊漁対策の取組について」等について報告した。

## 6. 議事のあらまし

公聴会において公述人なし。

公述人がなかったことから、委員会の開始時刻を早めて開催し、北尾会長があいさつした後、議長となり議事録署名人に森委員と嶋野委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

議題1「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」については公聴会が終了してからということで、その他の件について事務局から説明願います。

〔事務局（恩田主任技師）〕

その他の件で「イイダコ遊漁対策の取組について」説明いたします。

（資料5に基づき説明）

〔北尾会長〕

この件について、何かご意見ございますか。

〔北野委員〕

漁業者が休漁するのであれば、例えば8月から10月に遊漁者もイイダコ釣りを禁止にすることはできないのでしょうか。

〔北尾会長〕

8月と9月の操業について、一部の漁業者は休漁に賛成していないということです。こういった漁業者側の調整を図りながら、遊漁者側にも「あなた達も釣りを控えて下さい。」と指導していくような方向性だと思います。

〔北野委員〕

遊漁者は漁業者の5倍近く獲っています。それも8月、9月の小さいサイズのイイダコです。それを釣らずに残しておけば、大きく育つ。県下一円で休漁するようにすれば良いのではないのでしょうか。

〔北尾会長〕

いきなり規制というのは難しいですので、時間はかかると思いますが、漁業者にも遊漁者にも理解していただく必要があります。

〔山本委員〕

志度湾では、カキ棚や岸近くにいる紋が入った大きいイイダコが減ってしまっています。漁獲の制限も大事ですが、水産試験場は漁獲圧だけでなく別の原因も調べてはいるのでしょうか。

〔事務局（恩田主任技師）〕

調べてはおりますが、複雑な要因がありますので確定はできていないのが現状です。

〔山本委員〕

資源が減少している原因の特定は、今後必要となってくるでしょうからよろしくお願ひします。また、中讃地区で取り組んでいるイイダコの卵は分けてもらえないのでしょうか。

〔事務局（柏山課長）〕

イイダコの採卵については、中讃地区の底びき網漁業者から、イイダコの増殖手法について県と一緒に何かできないか、という働きかけがあり取り組んだものです。1年目は水産試験場で卵をふ化させて成長を試みましたが、上手くいきませんでした。水槽から脱走したり、共食いもあったようです。実際に稚ダコまで成長させて放流までもっていくのは難しいようです。

〔北尾会長〕

一旦話を打ち切りましょう。時間がきましたので、公聴会を閉じさせていただきます。議題の1に戻りまして、「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」事務局から説明願ひします。

〔事務局（大山課長補佐）〕

（資料1-1、1-2に基づき説明）

〔北尾会長〕

令和3年7月16日付けで諮問が参っていますが、内容につきましては、これまで委員会や委員協議会でも説明を受けており、特に変更も無いとのこと。先ほど公聴会も終わりましたが、公述人もなく、意見もきておりません。

ということで、「諮問のとおりで適当である」旨を回答してよろしいか。

〔委員一同〕

はい。

〔北尾会長〕

続きまして、議案の2「瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について」事務局から説明願います。

〔事務局（大敷賀技師）〕

（資料2に基づき説明）

現在の瀬戸内海広域漁業調整委員である嶋野委員の任期が満了となりますので、次期委員の互選についてご協議よろしく願います。

〔北尾会長〕

次期委員について新たに選任する必要があるということですが、いかがいたしましょうか。

〔橋本委員〕

嶋野委員に引き続きお願いしてはどうか。

〔北尾会長〕

嶋野委員に引き続き、という意見がございましたが、嶋野委員よろしいでしょうか。

〔嶋野委員〕

はい。どうぞよろしく願います。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。引き続き嶋野委員に就任いただくということで決定いたします。

続きまして、議案の3「たこつぼなわ漁業の許可の公示について」事務局から説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

（資料3-1、3-2に基づき説明）

〔橋本委員〕

たこつぼの数が1人200個ということですが、生活していけるのでしょうか。

〔事務局（秦主任技師）〕

たこつぼなわ漁業だけでは厳しいと観音寺漁協から聞いておりますが、他の漁業種類と組み合わせることで、経営の安定を図ろうとするものです。

〔北野委員〕

西讃地区で調整が取れているのであれば良いと思います。

〔志摩委員〕

既存の3人に、新たな人が3人加わるのですね。

〔山本委員〕

操業できる人数を増やしたいということでしょう。

〔志摩委員〕

他の地区からは反対しないでしょう。当該地区が良ければ問題ないと思います。

〔北尾会長〕

そうしましたら、「諮問のとおりで適当である」旨を回答してよろしいか。

〔委員一同〕

はい。

〔北尾会長〕

ありがとうございました。続きまして、議案の4「たこつぼなわ漁業の許可にかかる行政処分について」事務局から説明願います。

〔事務局（益井主任）〕

（資料4に基づき説明）

〔北尾会長〕

この件について、何かご意見ございますか。

〔山本委員〕

最初にこのトラブルが生じた際、水産課はお互いから調書を取ったのですか。この人達は、司法処分は十分に受けています。ここは海区漁業調整委員会ですから、調整で行政処分をするということです。

事件が発生した時に漁業指導船ことぶきが現場に行けず、該当者は逮捕されていたかもしれないが、調書は取っていないのですか。調書も取っていないのに、司法の裁判のなりゆきで処分案を書くのは調整上問題です。

香川県漁業調整規則第22条第4項には、「聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。」とありますが、密室で行ったのではないでしょうね。

〔事務局（益井主任）〕

公示をしたうえで、聴聞を行いました。

〔山本委員〕

私が聞いていることよりも、中身が抜粋されているように思います。私も気になって、当該人物に電話しました。当人が言うには、水産課の調書が食い違っているとのことでした。裁判を傍聴して、その内容を調書としているのだろうと言っていました。そうなんでしょう？調整を誤ってはいけないので、全て私たちに説明して下さい。

暴力をふるったのは本人達も反省し、司法処分も受けています。でも、水産課はこの事件があった時に調書を取っていたのか取っていなかったのか。ここが大事なところですよ。仮に調書を取っていなかったのであれば、停船が妥当だと私は思います。許可の効力の停止というのは厳し過ぎると思います。

私も色々調べましたが、聴聞とは単に言葉を聞くというわけではなく、注意深く耳を傾けて真摯に聴くということです。それが海区委員会でしょう。これだと片方だけではありませんか。

香川県漁業調整規則第22条第3項については、解釈の仕方によりますが、相手側も加害者側も関係なく聴聞を行わないといけなくなっています。なぜ両方から聴聞をしないのか。これは落ち度だ。

調整規則第10条(1)には、「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。」とある。こういう人が対象になるのに、先ほどの説明で、一旦は県の指導を聞き入れ収まったと言いました。ということは、「見込まれない者」ではないということでしょう。

ここは漁業調整の場だ。片方ばかりが悪く書かれてある。ここは司法の場ではない。

当人から話を聞くと、漁場の線引きがない。昭和38年頃に撤廃している。埋立てにより沖合に陸が来ているのでしょう。漁場の線引きがないということは、どちらも行

けるようになっていたのを、今まで放っておいた水産課も悪いのです。それを殴り合  
いしたからといって、調書もとらずに片方の分だけ書いて諮問するのはおかしいでし  
ょう。

暴力を振るっているので何らかの行政処分はいると思うが、私は停船でいいと思う。  
137日間の効力の停止としているが、来年の許可を出すときはどうするのですか。調整  
がつかなければ、許可を出さないというのですか。

〔事務局（益井主任）〕

調整がつかないまま期間が過ぎればどうするのか、というご質問ですが・・・（説  
明を遮られる）

〔山本委員〕

聴聞と同時に、両方の組合長二人の意思を確認し、それを報告して海区委員会に諮  
るべきだったと思います。

〔事務局（益井主任）〕

いくつかご意見をいただきましたので、お答えします。まず双方の調書という話が  
ありましたが・・・（説明を遮られる）

〔山本委員〕

勘違いしないでほしいのは、私は片方の肩を持っているわけではない。法律上こう  
なっている、と言っているのです。停船であれば分かるが、許可の効力の停止とい  
うのは厳し過ぎる。暴力のことは、罰金も支払い、司法で決着がついているではないか。  
その上、行政処分をかけるのは漁師に厳し過ぎる。停船であれば賛成する。

〔事務局（益井主任）〕

双方から調書を取ったのか、というご質問ですが、厳密に調書とは何かということ  
もありますが、双方から意見を聴いたうえで、この処分を決定しております。

〔山本委員〕

本人からは、調書など取られていないと聞いています。

〔事務局（益井主任）〕

聴聞に関しては、不利益処分をするに当たって、その当事者から意見を聴くとい  
うことをございます。

〔山本委員〕

ここは司法の場ではなく、海区漁業調整委員会です。そんなことをしていたら、ま  
た揉めるだけです。揉めないようにする案を考えるのが調整委員会だろう。

〔事務局（益井主任）〕

事実関係をどのように掴んだのかというご質問について、県としては裁判の傍聴も  
ありましたが、それに加えて裁判記録も確認したうえで事実を認定しております。刑  
事事件としては決着がついておりますし、当事者同士で示談も成立したと聞いており  
ますが、事件に至った経緯については漁業調整上の問題があったということです。そ  
して、今後もその問題が継続する恐れがあるということで、このような処分が適当で  
あろうと考えたものです。

〔山本委員〕

お前では話にならん。水産課長、指導では問題は無かったのですか。

〔事務局（柏山課長）〕

円満な操業にむけ、我々は両者に対し調整・指導をしてきております。指導については、何かトラブルになりそうな時は、前もって当事者から話を聞いて具体的に指導しております。

〔山本委員〕

指導により一旦は収まったのでしょうか。それなら「法令を遵守することが見込まれない者。」に当たらないではないか。

〔事務局（益井主任）〕

一つ目のトラブルについて、そこで一旦は収まっていますが、最終的にはこのような事件が起きてしまいました。

〔山本委員〕

ということは、事件が起こる前に、もっと指導すれば良かったのではないですか。一旦収まったということは、言うことを聞く人間です。それなのに、一方的な処分をすることは反対します。白黒つけずにグレーゾーンとするのが調整でしょう。

〔北尾会長〕

その他、ご意見ございますでしょうか。

〔志摩委員〕

この処分についての良し悪しについては、山本委員の意見も一理あるのかな、とは思いますが。効力の停止の期間が目安として書いてありますが、宇多津漁協と本島漁協の間で具体的な操業場所に関する協定が結ばれれば当該処分を解除するということですね。

この協定を結ぶに当たっては、水産課も立ち会うものと思いますが、どのような方法を考えていますか。

〔事務局（益井主任）〕

事件になっていますので、当事者間にはしこりが残っているものと思います。そのような中、多人数で協議をしても収拾がつかなくなることが予想されますので、例えば組合長間で協議するなど、人数を絞った形で話し合うのが円滑に進められるのではないかと考えています。当然、双方と相談しながら、どのような形で進めるか考えていきます。

〔志摩委員〕

当人同士の話というより、漁協同士の話になってくるものと思います。当事者の希望としては、許可証は譲ったものだが自分は組合長でもあることから、相手方も、組合長に出てきてもらって協議したいということです。

本島漁協側から多人数で来られると、宇多津漁協側が一人で受けるというのは不平等になってしまうので、そうならないようにと当事者から強い申し入れがありました。

〔山本委員〕

組合長同士で話し合うのが良いと思います。水産課は間に入って調整して下さい。

〔志摩委員〕

この揉め事の要因として、他地区の方にはよく分からないかもしれませんが、たこつばなわ漁業の壺数の上限が守られているのか、という点があります。一人二千個の

壺数を守ってれば、よその海域まで行って操業しなくていいかもしれません。

本島漁協側にも言い分があるのだらうと思います。しかし、問題の海域で10年の歴史があると言っても、10年より前には操業していなかったということです。その海域で協定が結べたとしても、皆がそこを地先として認識できるかどうか疑問です。今日は、小見山委員が出席してくれていれば意見を聴きたかった。

〔北野委員〕

志摩委員さん、この件は調整の話を一回もしていないのでしょうか。

〔志摩委員〕

県漁連会長が立ち会って和解はしています。

〔北野委員〕

和解というのは事件のことだけであって、漁業調整の和解は全くできていないでしょう。本島側は旧慣行専用漁業権の線があり、片方の許可区域も重なっている。

〔志摩委員〕

これは旧慣行専用漁業権の線ではないですよ。

〔北野委員〕

いや、本島側はそう思っているのです。

〔志摩委員〕

正式に操業できる場所かどうかも疑問がある場所です。それなら、お互いに入会の話をしませんか、という話の流れの途中での事件だと思います。その場所が、大昔から操業していたのかというと、そうではなかったということが言いたいのです。なぜ言い切れるかかというと、過去に私が小型機船底びき網漁業を操業していて、縄を引っかけたことがあり、「こんな場所で操業できる話であったか？」と問うたら「ごめんごめん。」と言って引き揚げた経緯があるのです。

ですので、山本委員の意見のとおり、きちんと踏み込んだ話を聴いてあげなければならぬと思います。刑事事件があったので一方を悪者とするのではなく、もう少し、水産課が指導を強くしておけば良かったのではないかと。

〔山本委員〕

海区漁業調整委員会の意見を聴いて行政処分を行わなければならないのです。手順がおかしいのではないですか。137日間の効力の停止より、例えば一週間等の数日間の停船をとするのが良いと思います。それに併せて組合長同士を呼んで、まずは話し合いをする意思があるかどうかを確認すべきです。

〔志摩委員〕

海区漁業調整委員会の議題にするのであれば、今後に向けた話し合いの具体的な内容を提示してくれれば、委員も言うことなかったのです。

〔北野委員〕

この場で他のブロックのことをどうこう言っても進みません。刑事事件に関しては処分を受けたので言うことはありません。この件は宇多津漁協のことだけで終わらず、多度津町漁協まで関連してくる内容です。この先のことを考えると、中讃地区の組合長が集まってどのように区別するか話し合うべきです。

〔志摩委員〕

各組合長が決めると言っても、島しょ部が3漁協、地方が6漁協になるわけで、どうしても偏った考え方になる恐れが考えられるのです。ですので、まずは関係している漁協同士の組合長が話し合いをしてから、というのが私の希望です。

当人から言われたのですが、中讃地区のブロック長である私に出てきて貰いたいところではあるが、宇多津漁協は地方なので同じ地方のブロック長が味方をしたと周囲に思われるのは当人としても辛いから、できれば関係している組合長同士で話をつけたい、ということでした。

気になるのは、私も裁判の傍聴には行きましたが、「来るなら来い。」という挑発の言葉が陰に隠れてしまっていることです。

〔事務局（益井主任）〕

現場でそのようなやり取りがあったことは承知しています。

〔志摩委員〕

この資料によると、押しかけていって暴力を加えたとなっていますが、落ち度がないように説明した方が海区委員の皆さんが判断しやすいと思います。

〔山本委員〕

そういうことですので、漁業許可の効力の停止というのは厳し過ぎます。停船で私は良いと思います。

〔志摩委員〕

もしそうするとしても、喧嘩両成敗という観点も考えられないですか。暴力については罰金刑が確定して償いはしています。

〔山本委員〕

同じ話を繰り返していますが、結論が出なければ県の首が締まりますよ。

〔橋本委員〕

本島漁協と宇多津漁協の組合長と、中讃地区漁連会長である志摩委員と水産課が協議すれば済む話です。周囲の漁協を巻き込む必要は無いと思います。

〔志摩委員〕

この件は、他のブロックの委員さんに何か言えといっても難しいと思います。

〔山本委員〕

会長、今日は行政処分の意見を知事に答申ないといけないのでしょうか。私は、漁業許可の効力の停止というのは厳し過ぎると思います。

〔志摩委員〕

山本委員の意見は、効力の停止と言っても期間としては1週間なり10日なりが適当だということだと思います。

〔山本委員〕

この効力の停止が137日間という長期間になっています。この間に協定がまとまらなければ、来年の操業はどうするのかということになります。

〔事務局（益井主任）〕

その質問に回答させて下さい・・・（説明を遮られる）

〔山本委員〕

海区委員としては、既に司法の場で叩かれて制裁を受けている、県漁連の会長も間

に入って示談も成立している、本人も非を認めて反省しているのです。許可の効力の停止というのは厳し過ぎるので停船にして下さい。停船の方が、後々で話がつかなくても県の首も締まらないのです。

137日間も効力を停止すると、食べていけないことになって、またトラブルが起きますよ。これが調整でしょう。

〔事務局（益井主任）〕

話がつかない場合はどうするのかというご質問がありましたが、当然ながら県としては想定しております。今回の処分で期限を定めたのは、無期限の効力の停止となれば、協議を進めていくうえで長引いてしまう恐れがありますので、一定期間で区切る必要があるだろう、ということです。ただ、短かすぎると、その間を凌いで後は普通に操業してしまうということになる恐れもあります。

〔山本委員〕

そうならないように県が指導すれば良いだろう。本人も今後そういう風にはしませんと書いているではないか。

〔事務局（益井主任）〕

指導で収まれば良いのですが、これまでの経緯を鑑みると・・・（説明を遮られる）

〔山本委員〕

それなら取り消せ！

〔事務局（益井主任）〕

当初は、宇多津漁協側が話し合いに応じない等の解決姿勢がみられなければ期間の延長も考えていましたが、当人から、早急に解決するための話し合いをしたいという意見を聴いていますので、話がつかないという心配はしておりません。

ただ、双方が真摯に話し合いをしたうえで、協議が膠着状態になることも想定されます。

〔山本委員〕

それは、間に入って今後話し合うことだ。今日は、海区委員の意見を聴いて、許可の効力の停止にするのか、何にするのかを決めるのだろう。

〔北野委員〕

この場で決定しろと言われても、県は当人から聴聞した内容で諮問しているもので、そこどころ・・・（発言を遮られる）

〔山本委員〕

違います。会長、この行政処分というのは海区委員の意見を聴いてするものですよ。

〔北尾会長〕

そうです。

〔山本委員〕

それなら、海区委員会で「許可の効力の停止はおかしいのではないか。」、「停船で良いのではないか。」となった場合、それで決まりだろう。

〔事務局（柏山課長）〕

今回の行政処分の根拠として、香川県漁業調整規則第23条第1項と書いておりますが、

そこには、「海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。」とありますので、この三つの項目しかありません。ですので、この条項を用いて停泊処分というのはいけません。

〔山本委員〕

それは、調整規則第10条の、「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者。」のことでしょう。

〔事務局（柏山課長）〕

違います。調整規則第10条の規定については、許可をする、しないの最初の段階のことです。これは許可を受ける者の適格性を規定したものです。

〔山本委員〕

処分内容の案として許可の効力の停止として諮問していますが、海区委員がどう考えるかを重んじてから処分しなさいとなっているのでしょうか。

〔事務局（柏山課長）〕

調整規則第23条第1項に基づいてできる処分は、変更、取り消し、効力の停止となっていますので、山本委員が意見されている停船という処分はできません。

〔山本委員〕

課長の説明は分かるが、それなら事件が起こった最初から調書を取ることをなぜしなかったのか。今日の資料では、裁判の内容を聞いて入れているだけではないですか。司法の方は、県漁連の会長も間に入って示談が成立して終わっている。今日は行政処分についてどうするかを決める場です。知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて決めとなっているではないか。海区委員会が「これはいかん。」となったら変えないといけないだろう。

〔北尾会長〕

山本委員は停船が適当だということですが、その他の委員さん何か意見ございますか。

〔志摩委員〕

課長の説明では、調整規則第23条第1項に基づいてできる処分は、変更、取り消し、効力の停止の三つの項目だけということです。この中で海区委員の皆さんが納得できる意見をまとめるということでしょう。

知事が出した漁業許可ですので水産課がどう考えるかですが、海区委員の皆さんの意見を聴けば良いのではないのでしょうか。そのうえで、答えを今日出さないといけないのかどうか。

私が聞いたのは、早めに協定が結べれば、処分を解除して早めに操業ができるようになるということで、そういうことかと思いました。

〔山本委員〕

海区委員会の意見を聴く前に、その手順をとばして許可の効力の停止と本人に伝えてしまっています。そんな馬鹿な話があるか。

〔事務局（益井主任）〕

聴聞会は、予定している処分内容及び理由を丁寧に説明した上で、本人の弁明を聴くというものですので・・・（説明を遮られる）

〔山本委員〕

聴聞会は公にしなさいとあるのだから、資料もしっかりと書け。私は聴聞会の時の文書を持っているのだぞ。これは抜粋した資料であり、県の落ち度だ。

〔事務局（益井主任）〕

聴聞会での説明資料を整理したものが本日資料4-2で、この内容で聴聞会の際に説明しました。その上で事実関係を認めるということでしたので、県として、処分はやむを得ないと考えています。

〔山本委員〕

暴力に関する事実関係は認める、ただ今後のことがあるので同意はしませぬというところだろう。本人にも確かめた。暴力のことは示談になっている。罰金も支払っている。行政と司法を一緒にはいけないだろう。ここは、次にトラブルにならないようにする会なのだ。

許可の効力の停止と書いてあるが、海区委員会の意見を聴いていないのだから決定はしていないだろう。厳し過ぎるのではないか、と言っているのだ。

〔事務局（柏山課長）〕

最初に説明いたしましたが、このまま従来通りの操業をしていると同じような漁業調整上の問題が生じる可能性が・・・（説明を遮られる）

〔山本委員〕

そうならないように調整するのが水産課の仕事だろうが。これからトラブルが起きないように指導はしてほしい。私が言っているのは、許可の効力の停止の処分をするには海区委員会の意見を聴く必要があるのではないか、ということだ。許可の効力の停止には反対だと言っているのが分からんのか！課長がこの処分をすると言っても、海区委員会が反対したらできんだろう。

〔北尾会長〕

当然、海区委員の皆さんの意見を聴いた上でということですよ。

〔山本委員〕

それをずっと言っているのに、ちんぷんかんぷんなことを言うな。

〔北尾会長〕

他の海区委員さんの意見はございませんか。

〔嶋野委員〕

山本委員、志摩委員は、当時の状況をよく知った上での意見だと思います。先ほど山本委員が言われたとおり、5月22日に多度津町漁協において中讃地区漁連の志摩会長同席のもと、本島漁協のCさんと当事者のAさん他、双方の弁護士が立会い、示談の話がついたということで、私と志摩会長が署名捺印しました。罰金も支払ったということで社会的な制裁は受けたものと私も判断いたします。

当事者にも私から再三に渡って、今後は身を慎んで、堪えるところは堪えるよう言っているし、若い身であることから今後は頑張っていくよう激励もしています。

そのような中で、先ほどから山本委員からは、許可の効力の停止というのに疑義があるということです。ただ、海区委員会の意見を聴いてということですので、他の委員さんがどのような判断しておられるのか分かりませんが、私としても、4か月余り

の効力停止は厳しすぎると思います。停船ができないのであれば、仮に1か月間の効力停止でどうかと思う。そうであれば、当事者もある程度理解を示して、円満操業に向けた話し合いができると思います。中讃海域の漁業者同士、助けられたり助けたりということもあろうかと思しますので、中を取るというわけでもございませんが、1か月間の効力停止ということで良いのではないかと思います。

〔北尾会長〕

嶋野委員から、期間をもう少し短くしてはどうかというご意見がございました。その他ご意見ございますか。

〔北野委員〕

嶋野委員には賛同するが、水産課の立場もあると思う。双方の操業内容もまだ何も決まっていない中、どうこう言っても確定できない。

〔橋本委員〕

同じことが起きることも無きにしもあらずだ。

〔山本委員〕

嶋野委員が言われるとおり、1か月間で良いのです。137日間というのは長すぎるのです。1か月の間にお互い話が付くはずだ。

〔北野委員〕

水産課は既に当人から137日間の効力の停止について了解を得ているのではないのですか。

〔山本委員〕

いやいや、本人は了解していません。ただ反省はしていて、話し合いには応じますと言っているだけです。

〔事務局（大山課長補佐）〕

私が聴聞会の主宰者をしてしましたが、出席された当事者と補佐人については事実関係を認めますと言われております。それから、予定している行政処分については、意見として「これでは長すぎる。」という意見もありました。しかし、この目的は期間を決めてその間に双方が協議を進めるというものですので、それなら理解する、ということで納得をいただいております。

今日は本島漁協の小見山委員が出席しておりませんが、組合長にも確認した上で、それ位の期間なら良いだろうという意見を本島漁協側から聴いております。これがあまりにも短い期間ですと、仮に話が付かなかった場合どうするのか、また追加で処分を考えないといけないということになりますので、今回は漁期が終了する1月末までとしています。長いですが、水産課としてもずるずると解決しないままにしようとは考えておりません。できるだけ早く調整して、秋から通常の操業ができるよう考えてのことで、当事者にも納得していただいておりますので申し上げます。

〔山本委員〕

海区委員会の意見を聴いてから処分内容を伝えるべきだろう。意見を聴いていないのに、なんでお前が言えるのだ！海区委員会の意見を聴いてから処分となっているだろうが！何を言っているんだ！

〔志摩委員〕

今回で結論を出さなくていいだろう。塩飽側の海区委員が出席してないではないか。欠席しているのが悪いのかもしれないが、山本委員の言い分と小見山委員の言い分が対立するのは明らかではないですか。

〔山本委員〕

傍聴に来たらどうかと言ったのだが、事務局が断ったのだろう。

〔志摩委員〕

傍聴については私が断ったのです。

〔山本委員〕

いえ、早い段階で事務局が断ったと聞いています。傍聴に来て意見は言えないかもしれませんが。ただし、以前の会議では傍聴者に意見を述べさせた例があるでしょうが。

〔北野委員〕

会長、これは今日決定するのは難しい状況ですから、次回までに考えておいてもらうというのはどうでしょうか。

〔志摩委員〕

(小見山委員に) 確認をとっておかないといけませんよ。関係する委員が逃げたと言われても仕方がない状況です。「忘れていた。」で済む問題ではありません。

〔山本委員〕

漁師に飯食わせてやらんといかんだらう。素潜り漁業許可の時もそうだったでしょうが。

〔志摩委員〕

会長、今日は結論を出さなくてもいいでしょう。

〔北尾会長〕

色々なご意見をいただきました。今回は結論を出さなくていいという意見、また、嶋野委員さんの1か月間許可の効力の停止をして様子を見るという意見をいただきました。次回の海区委員会は9月の下旬を予定しておりますので、とりあえず1月だけ許可の効力の停止ということでいかがでしょうか。

〔山本委員〕

賛成。

〔志摩委員〕

とりあえず、ということでしょう。小見山委員もいるのですから。

〔北尾会長〕

この1か月で話が付けば許可は元に戻りますし、話が付かなければ、小見山委員に出席いただいて再度委員さんの意見を聴くということでもよろしいか。

〔委員一同〕

はい。

〔志摩委員〕

(県が) 恰好つかんと言われると、どうしようもできませんけど。

〔山本委員〕

恰好つかんであるか。委員の意見も聴かんと処分を決めるようなことがあるか。法

律違反しているではないか。

〔北尾会長〕

続きましてその他に戻りますが、「イイダコ遊漁対策の取組について」追加説明がございましたら事務局から説明願います。

〔事務局（柏山課長）〕

イイダコの放流につきましては、今年も中讃地区の漁業者、中讃地区漁連の方々と協力しながら、効率的な方法がないか考えております。上手くいくようであれば他地区にも広げてまいりたいと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。

〔志摩委員〕

山本委員、イイダコのふ化放流ですが、親イイダコを確保し卵を産ませ、稚イイダコを放流という形は取りましたが、結構お金がかかりましたよ。

〔山本委員〕

水槽などの設備は余っていますけど。

〔志摩委員〕

親イイダコの買い取り単価を少し良くみてあげないと集まらないという現実問題がありました。

〔北尾会長〕

その他、ご意見はございませんか。

〔事務局（大山課長補佐）〕

資料はお配りしていませんが、前回の海区委員会において志摩委員より、遊漁船業と漁業との関係についての県の考え方をご質問されました。それについて関係法令等を調べましたのでご説明させていただきます。

遊漁船業者と漁業者に関する法的位置付けについては、水産基本法の中で、「漁業者は水産資源の持続的な利用の確保を図りつつ漁業生産活動を行う等主体的に取り組む努力が求められ、遊漁者・遊漁船業者は、水産に関する施策の実施に協力しなければならない。」と規定されています。

また、遊漁船業の適正化に関する法律には、「遊漁船業者は、利用者に対してその案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならない。」と規定されています。

また、水産業協同組合法では、「組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業者も准組合員になることができる。」と規定されています。

水産課としての見解としては、漁業者の高齢化、担い手の減少が進む一方で、近年のアウトドアブームにより、釣りを楽しむ一般の方が増えています。水産資源の保護や限られた漁場を適切に利用していく上で、漁業と遊漁が共存していくことが必要です。法律上、漁業と遊漁船業の定義が異なることから、漁業と遊漁船業、ひいては漁業を含む水産業は基本的に別物であるという考えです。将来的にも、法律の解釈が変わらない限り、遊漁船業と漁業は別物として扱わざるを得ません。

ただし、同じ漁場で水産物を取り扱うという意味で、関連産業であることは間違いないことから、漁業者に足並みを揃えて、遊漁船業者も資源管理に取り組んでいく必要があると考えております。

遊漁船業者を組合の准組合員に入れ、漁場利用のルールや資源管理の取組みを漁業者とともに推進していくことは、双方にとってメリットが大きいと思われます。この辺りは、各漁業協同組合において取扱いに違いがあると思いますので、一律に勧めるわけではございませんが、制度上はこうなっているということです。

〔志摩委員〕

今の説明について確認したいのですが、漁業者が決めた資源管理等の取組みについては、遊漁船業者もそれを周知して真摯に受け止めていかなければならないということですね。

〔事務局（大山課長補佐）〕

基本はそうでございます。

〔志摩委員〕

そして、現段階で法律が変わらない限りは漁業者とは違うということですね。それだけ確認できればいいです。

少し立ち入って言わせてもらおうと、周知や内容について納得してもらおうことに関して、水産課も迅速な対応をしていただきたいと思います。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。それでは、委員会はこれで閉じさせていただきます。次回は9月下旬ということですが、この間に、たこつぼなわ漁業の操業に関する協定が結ばれるよう、関係者のご尽力よろしくお願いいたします。

〔閉 会 1 2 時 0 0 分〕

上記は公聴会及び第382回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 森 勝 喜

署名委員 嶋 野 勝 路